

台湾の駐在員に対する所得税ファクトシート

台湾の税制度を理解する

台湾で就労する駐在員は、広範囲にわたる税規定及び就労ビザ要件の対象となります。グラント・ソントンの税務チームは、駐在員とその出向先企業が台湾税制及び就労問題への解決に対して、総合的にサポート致します。

グラント・ソントンは、駐在員やその出向先企業が台湾の税務申告要件を満たした上で申告を行うことをサポートすることの他に、税務対策に有利な条件を理解し、課税負担をレビューする経験を豊富に持っています。そこで、台湾の駐在員に対する税務及び就労に関する規定について、以下に概説致します。

就労許可

駐在員は、台湾で就労を開始する前に、就労許可を申請しなければなりません。就労許可申請プロセスには、雇用契約書を労働力発展署に提出することが含まれます。許可を申請する前に、契約内容及び関連する従業員給付に関して、税務上の問題を検討することが重要です。

就労許可申請の審査において、労働力発展署は、駐在員の教育レベル、知識や技術、及びその駐在員の就労が台湾にもたらす経済的利益を精査します。

駐在員の台湾駐在に同行する配偶者や扶養家族は、家族帯同ビザを取得しなければなりません。家族帯同ビザで来台する者には、台湾での就労が許可されていません。台湾で働くことを希望する配偶者は、就労を開始する前に、就労許可を別途申請しなければなりません。

所得税

台湾では、属地主義に基づいて所得税を課しています。例えば、駐在員の日本での家賃収入、日本での銀行預金利息等は台湾の総合所得税の課税上(※)は、台湾で申告する必要がありません。しか

し、日本で支給される給与や賞与は、台湾での勤務に基づいて支給されるものであり、台湾を源泉とする所得との解釈から、原則として申告の対象となります。税率は個人の在留資格によって異なりますが、居住者及び非居住者ともに、台湾を源泉とする所得に対して税金を納めなければなりません。以下の者は台湾居住者と見なされます。

- 台湾に定住している、もしくは通常滞在している、又は
- 台湾に定住していないが、1課税年度内に183日以上台湾に滞在している。

(※)総合所得税は、台湾を所得源泉とする個人の就労又は年金収入に対して課されます。なお、税務上の台湾居住者と見なされる個人の全世界所得は、総合所得税の制度の他、ミニマム・タックス税制(AMT)の対象にもなることにご注意ください。

課税年度

台湾の課税年度及び会計年度は、1月1日から12月31日までです。

所得の定義

税務上、所得の定義には、役務に対する報酬として受け取る賃金、給与、賞与、チップ、臨時収入、手当が含まれます。

収入源は、多くの要因によって決まります。台湾で就労する駐在員の場合、これらの要因には、課税年度内に駐在員が台湾に滞在した日数、駐在員が仕事を台湾又は海外で行ったか、給与を台湾の事

業者が負担しているか否か、及び得た賃金の源泉の判断に影響を及ぼす租税条約が施行されているか否かが含まれます。

台湾域外の就労に対する税免除

台湾では、個人所得税は、属地主義に基づいて課されます(一方、AMTは全世界所得に対して課されます)。雇用者が所得源泉を台湾とする職に就いている場合、その職からの全所得が所得税の課税対象となります。雇用者が永続的に台湾域外で働くように任ぜられた場合、その雇用者の所得は台湾を源泉としないと見なされ、台湾の個人所得税の対象とはなりません。この原則により、台湾はおおむね、個人所得の二重課税問題を回避してきました。

税務上の居住者が台湾を離れて課税年度終了前に戻らない予定の場合、免税額及び標準控除(基礎控除)は、離台前に台湾に滞在した合計日数の割合に基づいて計算されます。

所得税率

所得税は、次に掲げる金額のいずれか大きい方を控除した正味課税所得に対して課せられます。

- 給与や賃金に対する特別控除、標準又は列挙控除、及び個人の免税額の合計
- 基本生活費控除(175,000台湾ドルに税申告の対象となる世帯内の人数を乗じて算出)

以下は、個人所得税の税率表です。

2019年度 (台湾ドル)	税率(%)	累進差額
0~540,000	5	0
540,001~ 1,210,000	12	37,800
1,210,001~ 2,420,000	20	134,600
2,420,001~ 4,530,000	30	376,600
4,530,001~ 10,310,000	40	829,600

免除及び控除(2019年)

台湾の納税者は、免除、標準控除又は列挙控除、及び特別控除を受けることができます。

台湾ドル

個人の免税額:納税者、配偶者、に 有資格の扶養家族(70歳未満)	1人につき 88,000
個人の免税額:扶養家族(70歳以 上)	1人につき 132,000
標準控除(未婚者)	120,000
標準控除(既婚者、夫婦合算申告)	240,000

居住納税者は、上記の標準控除の代わりに列挙控除の申請を選択することができます。

列挙控除には、以下の項目が含まれます。

寄付金

正式に登録されている教育、文化、公益、慈善団体又は機関に対する寄付金は控除できます。控除額は、納税者の総所得額の20%以下です。国防、軍隊支援、又は政府に対する寄付金は全額控除できます。

保険料

生命保険、労働保険、国民年金、及び軍公教保険に対して、納税者が、納税者本人、配偶者、及び扶養家族のために支払う保険料は、1人につき年間最大で24,000台湾ドルまで控除できます。全民健康保険料は、限度額なしで控除可能です。

医療費及び出産費用

納税者、配偶者又は扶養家族が支払った医療費及び出産費用は、全民健康保険指定の公立又は民間の病院やクリニック、又は財政部(MOF)が認定した正確で完全な会計帳簿を備えた病院に対して支払われるのであれば、控除できます。医療費及び出産費用の上限はありません。ただし、保険金の支払いで補償された費用の部分については控除されません。

災害損失

不可抗力の災害によって納税者、配偶者又は扶養家族に生じた損失は、控除できます。保険金又は保険料控除を受けた損失については、控除が一切認められません。控除を申請するには、財政部賦税署(税務署)に申請し、災害の発生後15日以内に調査員に損失を査定してもらう必要があります。

持ち家住宅のローンに支払われた利息

持ち家住宅の住宅ローンに支払われた利息は控除できます。この控除が適用されるのは、1戸に限ります。1回の所得税申告につき年間最大で300,000台湾ドルまで控除できます。ただし、納税者が貯蓄と投資に対する特別控除を申請する場合には、特別控除額を上記の利息から差し引く必要があります。

賃借料

納税者、配偶者又は扶養家族が支払う台湾における住宅の賃借料は、賃借物件が(業務目的ではなく)住居として使用されているのであれば控除できます。1回の所得税申告につき年間最大で120,000台湾ドルまで控除できます。この控除は、同じ年の所得税申告で住宅ローンに支払われた利息に対する控除を申請した納税者には適用されません。

標準控除又は列挙控除の他にも、納税者は以下を含む特別控除を申請することができます。

資産取引損失

納税者、配偶者又は扶養家族によって生じた資産取引損失は、同じ年度に申告する資産取引所得を超えない範囲で控除できます。控除額が資産取引所得を上回る場合、差額分は3年間繰り越すことができます。この控除は、土地又は有価証券の売却によって生じた損失には適用されません。

給与又は賃金に対する特別控除

給与を受け取る者は、2019課税年度では、最大で200,000台湾ドルまで給与に対する控除を申請することができます。この金額未満の給与は全額控除できます。

貯蓄と投資に対する特別控除

納税者、配偶者又は扶養家族による金融機関への預金から発生する利息、貯蓄性信託基金からの収益、又は1998年12月31日以前に取得した上場企業発行の租税優遇記名株式について譲渡、贈与、或いは遺産分割する、もしくは繰越課税権を放棄する、もしくは証券保管機関に預託する際に生じる収益や配当金は、270,000万台湾ドルまで控除できます。ただし、この控除は、郵便貯金法に基づく郵便通帳の貯蓄に対する免税対象利

息、又は関連法令に定められた分離課税の対象となる利息には適用されません。

障がい者に対する特別控除

精神衛生法(精神保健法)の第3条第4項に定める身体障がい者又は精神障がい者であり、かつ正式な障がい者証明書を有する納税者、配偶者又は扶養家族は、2019年度は1人につき200,000台湾ドルの控除を受けることができます。

学費に対する特別控除

学生1人につき年間25,000台湾ドルまでの控除が、技術学院又は大学で学ぶ納税者の子女の学費に適用されます。控除は、空中大学(通信教育大学)、2年制の専科学校、もしくは5年制の専科学校の最初の3年間に支払われる学費、又は政府補助金を受け取る学生には適用されません。

未就学児童に対する特別控除

納税者は、5歳以下の扶養子女1人につき120,000台湾ドルまでの特別控除を申請できます。この控除は次に掲げる条件が付きます。

- 納税者が20%以上の税率区分に該当しない場合
- AMTの対象となる所得が6,700,000台湾ドル未満の場合

長期介護を受ける要介護の扶養家族に対する特別控除

納税者は、長期介護を受ける要介護の扶養家族1人につき120,000台湾ドルまでの特別控除を申請できます。この控除は次に掲げる条件が付きます。

- 納税者が20%以上の税率区分に該当しない場合
- 代替ミニマム・タックスの対象となる所得が6,700,000台湾ドル未満の場合
- 納税者が、投資所得に対する税を納めるための28%固定税率の使用を選択しない場合

非課税現物給付

現物給付は、給付の種類及び台湾で就労する駐在員の地位によって、課税又は非課税対象になります。これについてはさまざまな税解釈があります。台湾の駐在員に認められた現物給付を以下にまとめました。

台湾で就労するすべての駐在員に対する非課税現物給付は以下を含みます。

- 1 転居費用(配偶者及び扶養家族分も含む)の償還は、費用が雇用契約書に基づいて支払われている場合には、個人所得税が免除されます。¹
- 2 荷物の輸送費の償還は、費用が雇用契約書に基づいて支払われている場合、個人所得税が免除されます。
- 3 駐在員が一時帰国(休暇での場合も含む)する際の航空券代は、個人所得税が免除されます。ただし、この免除は、駐在員の配偶者及び扶養家族の航空券代には適用されません。²
- 4 雇用主は駐在員のために、会社名義でアパートや車を借りることができます。これは課税所得とは見なされません。³
- 5 雇用主は、駐在員がアパートで使用する固定資産を購入できます。これは課税所得とは見なされません。⁴
- 6 台湾に赴任する前に駐在員に与えられた給付は、課税所得とは見なされません。
- 7 毎月 2,400 台湾ドルまでの食事手当は、個人所得税が免除されます。
- 8 海外の雇用主から賃金を受け取っている駐在員の 1 課税年度内の在台日数が 300 日未満の場合、台湾の税務署は、従業員の在台期間の年収部分にのみ課税します。海外の雇用主

からの給与のうち台湾で課税対象と見なされる部分は日割りで計算されます。

- 9 台湾で就労する日数が年間 90 日未満の技術職の駐在員は、雇用契約書で手当について明記されていれば、1 日につき 2,000 台湾ドルまでの特別手当(所得税免除)を受け取ることができます。

認定された外国専門人材に対する非課税現物給付

駐在員のうち、「認定された外国専門人材」(QFP)の資格を満たす場合には、追加の非課税現物給付を受けることができます。QFP と見なされるには、駐在員の職務上の責任が、就労服務法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、並びにその他関連規則に定める、技術性又は専門性を有する性質のものでなければなりません。駐在員は台湾と海外雇用主の双方から受け取る年間の課税対象給与が 1,200,000 台湾ドルを上回っており、また有効な就労許可を持つ、台湾の税務上の居住者である必要があります。

QFP が受けられる追加の非課税現物給付には、以下が含まれます。

- 契約の開始時と終了時における QFP 及びその家族の台湾往復の旅費
- 休暇中に QFP 及びその家族が一時帰国する際の旅費
- 台湾への転居費用、QFP の母国への帰国費用、及び台湾域内における QFP の就労に関連する他の転居費用
- 台湾における QFP の住居に供給される水道、電気、ガス、電話の料金
- 家事代行サービス料
- 住居の賃借料支払い及び住宅修繕費
- 台湾における QFP 子女の教育奨学金

駐在員の所得税優遇措置

台湾では、一定の基準を満たす、又は就労ゴールドカードを有する高収入の外国専門人材が所得税優遇措置を享受できることを可能にする新しい規定が公布されました。この優遇措置により、認定された外国特定専門人材に対して、台湾における税

¹ MOF 60.7.2 TaiChaiSui35247

² MOF 69.7.2 TaiChaiSui35247

³ MOF 69.7.2 TaiChaiSui35247

⁴ MOF 70.11.5 TaiChaiSui39359

⁵ MOF 108.10.28 TaiChaiSuiZi No. 10800648790

務上の居住者としての最初の3年間は、3,000,000台湾ドルを上回る部分の給与の半額に対する非課税、及びAMTの免除が認められます。駐在員が税務上の居住者の資格を満たさない場合は、この優遇措置を最長で5年間延期することができます。新しい規定の施行日は2018年2月8日ですが、雇用契約が2015年1月1日より後に開始している場合には、基準を満たす外国特定専門人材は、これらの優遇措置を過去にさかのぼって享受することができます。

5

所得に対する税控除

ある費用を所得税控除の対象と見なすには、その費用は課税所得が生じる過程で完全に、純粋に、かつ必然的に発生しなければなりません。実際には、これらの要件が厳格なことから、利用できる控除はごく限られます。税務署は、所得に対して所定の比率までみなし控除を受け入れることがあります。

所得税申告及び法令順守

1 課税年度に 90 日以上台湾に居住した者は、翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日の間に個人所得税を申告しなければなりません。

台湾は源泉徴収制度を採用しています。しかし、台湾で提供される役務に対し海外から支給される所得、及び源泉徴収の対象ではない所得があるときは、個人が台湾を離れるとき、又は納税申告期限のいずれか早い方までに申告及び納税しなければなりません。

その他の税

社会保障税

台湾に社会保障税はありません。

ストックオプション税

ストックオプションロックアップ期間に台湾で就労する駐在員は、駐在員の在台日数に応じて、ストックオプションで得た利益に対する台湾の税金を支払う義務があります。

投資所得税

台湾を源泉とする配当金などの利息所得及び他の投資所得は、台湾での課税対象となります。

資本利得税(キャピタルゲイン税)

台湾証券取引所の上場株式の取引に対するキャピタルゲイン税はありません。

地方税

台湾には、個人所得に課される地方税はありません。

特種物品及び労務税(別名ぜいたく税)

台湾は 2011 年 5 月に特種物品及び労務税(別名ぜいたく税)を導入しました。この対象となる物品には、以下が含まれます。

- 課税価格が 3,000,000 台湾ドルを超える自動車／クルーザー
- 課税価格が 500,000 台湾ドルを超える亀甲、鼈甲、サンゴ、象牙、毛皮、及びそれらを使用した製品
- 課税価格 500,000 台湾ドルを超える家具

これらの物品の大部分は、税率が 10% で固定されています。

富裕税

台湾に富裕税はありません。

遺産相続税及び贈与税

遺産税は、死亡者の税控除及び免除後の純資産によって、10~20%の範囲で課されます。遺産税は、台湾籍保持者の場合、全世界資産に適用されます。台湾居住者が台湾籍保持者でない場合、台湾域内にある資産のみがこの税の対象となります。

12,000,000 台湾ドルまでの免除が遺産税に適用されることがあります。扶養家族数及び他の要因によっては、控除を受けることもできます。

贈与税は、他人に無料で資産を譲渡する際に課されます。贈与税は 10%の固定税率であり、2,200,000 台湾ドルの免税の対象となります。

税務対策

出向先企業にとって、税務対策を公認会計士 (CPA) 事務所に依頼することは有益なことが多いと言えます。節税効果の高い方法で、契約内容及び関連する従業員給付を準備することが、税務対策のはじめの一步であり、かつ最大の効果があります。いくつかの給付には、駐在員が非課税で受けるとともに、出向先企業も全額課税控除を受けることができるものもあります。

グラント・ソントンの税務チームでは、このような節税機会について、駐在員とその出向先企業にアドバイス致します。

連絡先



Jay Lo

Managing Partner

T +886 2 2789-0887 ext 314

E jay.lo@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 ext 102

E norio.yokoyama@tw.gt.com



Margaret Lin

Tax Manager

T +886 2 2789-0887 ext 203

E margaret.lin@tw.gt.com